

令和4年3月16日

安芸高田市議会
議長 宍戸 邦夫 様

安芸高田市議会議員政治倫理審査会
会長 石飛 慶久

安芸高田市議会議員政治倫理審査会報告書

令和4年1月28日に付託された審査事項について、次のとおり決定したので、安芸高田市議会議員政治倫理規程第7条第4項の規定により報告します。

記

1、調査事項

安芸高田市議会議員政治倫理規程第3条第1項第3号に抵触する言動

2、調査の経過

別紙「調査の経過」のとおり

3、調査の概要

(1) 山本数博議員への事情聴取

次の事項に関する見解について、資料の提出を求め事情聴取をした。

① 自身がハラスメントを認めた見解

ア 当初はハラスメントを否定していたが、どのように考えが変わり、ハラスメントを認めたのか。

イ どのような場所（環境）で発言したか。

ウ どのような声の大きさを発言したか。

エ 対応した職員及び周囲にいた職員の反応はどうだったか。

オ 窓口にお問い合わせに行った目的は何か。

② 窓口で対応した職員が作成した「協議及び折衝業務等従事報告書」の記載内容

(2) 事情聴取をした内容をもとに、次の項目について各委員の見解を集約した。

① 発言内容

② 威圧の有無

③ 言動に関する指摘(感想)

(3) 各委員の見解をもとに、次の項目について協議した。

① 議員の言動の問題点の有無

② 明らかな威圧行為の有無

③ 不当要求の有無

4、まとめ

問題とされる言動は、令和3年9月8日（水）午前9時45分から9時55分の間になされたもので、コロナワクチンの接種をしていない地域住民（高齢者）に対する行政対応を求める中で生じている。また、ハラスメント行為については議員自身が認めている。

審査の中で「協議及び折衝業務等従事報告書」の記載内容について、議員が認める箇所がある一方で記載内容と証言内容が相違する箇所が存在したが、内容の相違について事実を確認することができない。

以上のことから、地域住民の要望に関する行政対応を求める中で、安芸高田市議会政治倫理規程第3条第1項第3号に抵触する威圧的な言動に至った事実が認められた。

なお、不当要求の有無については判断できなかった。